

<信用保証事業の概要>
緊急支援制度・災害保証制度

新規スタートしました。

平成23年6月10日

保証の種類	セーフティネット資金	離島・過疎地共同事業資金	環境対応促進資金	災害保証措置	災害特別保証措置
実施期間	平成24年3月31日まで	平成25年3月31日まで	平成25年3月31日まで	—	平成26年6月9日まで
資金使途	運転資金	運転資金 設備資金	設備資金	運転資金 設備資金	運転資金
借入限度額	① 2,500万円 (1給油所所有又は売上高3億円未満) ② 3,500万円 (2～5給油所所有又は売上高3～15億円未満) ③ 5,000万円 (6～9給油所所有又は売上高15～27億円未満) ④ 7,000万円 (10給油所所有又は売上高27億円以上)	1企業 5,000万円	1企業 3,000万円	出捐者 1給油所 500万円 1企業 1,000万円 非出捐者 1給油所 250万円 1企業 400万円	1給油所 2,000万円 1企業 4,000万円
保証金額	① 2,375万円 ② 3,325万円 ③ 4,750万円 ④ 6,650万円	1企業 4,750万円	1企業 2,850万円	出捐者 1給油所 475万円 1企業 950万円 非出捐者 1給油所 237.5万円 1企業 380万円	1給油所 2,000万円 1企業 4,000万円
保証割合	95%	95%	95%	95%	100%
借入期間	5年	10年	10年	運転:5年 設備:10年	運転:7年 (据置2年を承認)
保証料率	年0.6%	年0.6%	年0.4%	年0.4% 年0.8%(非出捐者)	年0.4%
保証倍率	100倍	100倍	100倍	50倍	100倍
対象資金	(1)揮発油の仕入及び販売に要する資金 (2)揮発油以外の石油製品の仕入及び販売に要する資金 (3)タイヤ、バッテリー、その他給油所で販売する各種部品・用品の仕入及び販売に要する資金 (4)従業員の賃金の支払いに要する資金 (5)設備の改善・構築に付随する運転資金 (6)兼業事業の経営に要する一切の資金(小口個別事業用運転資金に限る)	(1)共同油槽所等共同備蓄施設の設置及び改善に要する資金 (2)石油製品・資材等の共同購買及びその事業の実施に要する資金 (3)共同輸送用車両購入資金 (4)共同公害防止施設の設置及び改善に要する資金 (5)共同計算センターの設置等計算事務の共同化に要する資金 (6)共同宿舍等従業員の福利厚生施設の設置及び改善に要する資金	(1)地下タンク入換(二重殻化)・撤去に要する一切の資金(撤去のみは不可) (2)FRPライニング加工資金 (3)土壌汚染環境保全対策補助金交付決定額分を除く (4)その他	特定非常災害または、激甚災害に指定された災害であり、中央信用保証委員会が認めた災害により被害を受けた揮発油販売業者の復旧を支援する。	東日本大震災で被災された揮発油販売業者に対して、復興に際して金融機関から借り入れる運転資金への保証を行う。 対象者:東北6県、関東7県の罹災した揮発油販売業者及び震災により資金繰りが悪化した揮発油販売業者 詳しいことは最寄りの石油組合まで問い合わせ下さい。

* 緊急支援保証制度(セーフティネット資金、離島・過疎地共同事業資金、環境対応促進資金)を併用する場合の借入金の最高限度額は、セーフティネット①(満額)と他の資金を併用する場合 5,500万円、セーフティネット②(満額)と他の資金を併用する場合 6,500万円、セーフティネット③(満額)と他の資金を併用する場合 8,000万円、セーフティネット④(満額)と他の資金を併用する場合10,000万円となります。ただし、平成24年4月1日以降(セーフティネット保証終了後)、離島・過疎地共同事業資金と環境対応促進資金を併用する場合は、5,000万円となります。なお、一般保証制度、災害保証措置並びに災害特別保証措置とは、別枠となります。